

広川町スポーツ協会スポーツ振興チャリティー基金奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要項は、スポーツの振興を目的に、広川町の代表となる者又は団体にその活動等に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広川町居住者で、国、地方公共団体及び公的機関等が行う九州大会規模以上で、かつ地区大会や県大会等をともなう事業に参加する者又は団体とする。
- (2) 広川町スポーツ協会に加盟している団体とする。
- (3) 中学生以下の町内スポーツ団体。
- (4) その他、会長が認めた者又は団体。

(対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、スポーツの振興に関する事業とする。

(奨励額)

第4条 奨励金の額は、チャリティー基金の範囲内で交付し、次の各号に掲げるものとする。ただし、交付については、年度に2回とし、団体に対しては1団体につき30,000円を限度とする。

- (1) 20歳未満に対しては、1人5,000円以内、20歳以上に対しては、1人10,000円以内とする。
- (2) 団体に対しては、1人3,000円以内とする。
- (3) 広川町体育協会に加盟する団体に対しては、備品等購入金額の半額とし、100,000円を上限とする。
- (4) 中学生以下の町内スポーツ団体への奨励金は、理事会で金額を決定するものとする。

(交付の申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。ただし、会長がその必要がないと認めたときは、省略することができる。

- (1) 参加事業関係の証明書(コピー可)
- (2) 地区大会及び県大会等の結果報告書(コピー可)

(交付の決定)

第6条 会長は、奨励金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、決定するものとする。ただし、備品購入・中学生以下の町内スポーツ団体への奨励金に関しては、理事会の審査・承認を事前に得ることとする。

(決定の通知)

第7条 会長は、奨励金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容を交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 事業者は、事業が完了したときは、実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 参加事業関係の完了証明書(コピー可)

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月14日から施行する。

平成30年4月1日、一部改正。

平成31年4月1日、一部改正。

令和5年4月1日、一部改正。

令和6年4月1日、一部改正。